

第2部 津南町障害者計画

第1章 津南町障害者計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

「みんなで支えあい、だれもが地域で 自分らしく暮らせるまちづくり」

津南町保健医療福祉計画では「健康で生きがいのあるまちづくり」を基本目標に掲げています。障害があっても高齢であっても、住み慣れた家庭や地域で安心して生きがいを持って生活できるまちづくりに取り組んでいます。

この度、見直しをする本計画においても、この理念のもと、障害のある人が社会の一員として尊重され、障害の有無や年齢・性別にかかわらず、身近な地域でともに支え合いながら心豊かに生活できる「共生社会」の実現をめざして、地域でいきいきと暮らせるよう就労や社会参加、生きがいづくりを支援します。また、障害があっても住み慣れた家庭や地域で安心して暮らせるよう福祉サービスの充実と生活支援に努めます。

第2節 基本方針

この計画の基本理念の実現に向けて、次の9点を基本方針とします。

1 社会参加の推進

障害のある人一人ひとりが、地域の様々な社会活動や行事に参加し、多くの人と交流することは障害のある人の生きがいづくりとなり、自立にもつながります。障害のある人に対する地域の理解を深めるとともに、各種交流活動の実施のほか、障害のある人のアクセシビリティ（※利用のしやすさ）向上に向けた取組を推進し、安心して社会参加できるような支援体制を整備します。

2 雇用・就労の促進

障害のある人が地域で質の高い自立した生活を営むためには働くことが重要となります。働く意欲のある障害のある人が、その適性に応じて能力を十分に發揮し就労できるように支援します。障害のある人の雇用支援策などの周知や理解促進のための啓発活動を強化することで多様な企業を確保し、総合的な支援を推進します。多様な障害の特性に応じた支援の充実

を図ります。

3 保育・教育の充実

福祉と教育・保健・医療が密接に連携しながら、障害傾向のある児童一人ひとりのニーズにあわせ、乳幼児から高等学校を含む学校教育における幼児児童生徒及び学生に対する支援を推進するため、ライフステージに応じた療育・保育・教育の一貫した支援体制を強化します。

増加傾向にある学習障害や注意欠陥多動性障害などの発達障害のある児童あるいはその家族の方々への相談支援体制を充実させ、合理的配慮等の一層の充実を図るよう環境の整備に努めます。

4 福祉サービスの充実

身近な地域で相談支援を受けることができる相談体制の強化を進め、サービスを利用する側の立場に立ち、個々の多種多様なニーズに応じてサービス提供体制の量的、質的な整備充実を進めます。

自ら意思を決定すること及び表明することが困難な障害者が福祉サービスを適切に利用することができるよう、本人の意思決定の支援に配慮しつつ、必要な支援等が行われることを推進します。

5 地域生活の支援

障害のある人の地域移行を推進し、地域社会での自立した生活を支援するため、日常生活上の支援や生活環境の改善のほか、障害のある人の家族への支援を強化し、障害のある人の生活環境における社会的障壁の除去を進め、安心して暮らせる地域社会の実現に向け体制を整備します。

6 保健・医療の推進

障害の早期発見に努め、必要な治療を受けられるような支援や相談支援を早期から適切に行うことで、障害の軽減や生活能力の向上を図ります。

特に、入院中の精神障害者の早期退院、地域移行を推進するため、精神障害者が地域への円滑な移行・定着ができるよう、退院後の支援に取り組むとともに、難病に関する施策の推進と障害の原因となる疾病等の予防・治療の充実を図ります。また、こころの病についても防止や相談支援体制を充実します。

7 安全・安心

障害のある人が、地域社会において、安全に安心して生活することができるよう、災害に強い地域づくりを推進するとともに、障害特性に配慮した適切な防災・防犯対策、消費者被害からの保護等を図ります。災害時においては、障害を持つ人が円滑に避難できるように避難行動計画の整備を進めています。

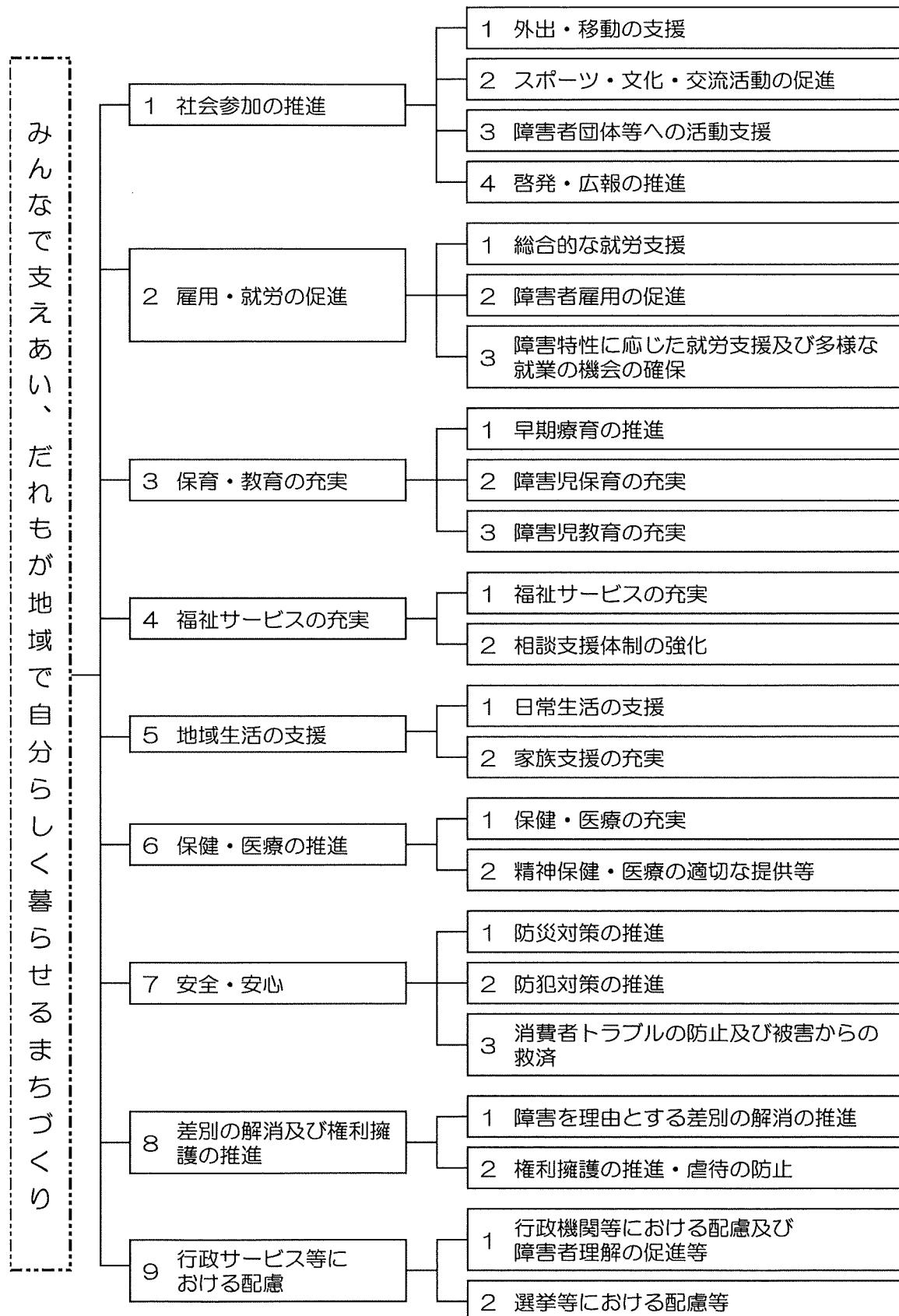
8 差別の解消及び権利擁護の推進

社会のあらゆる場面において障害を理由とする差別の解消を進めるため、障害者団体等の様々な主体の取組との連携を図りつつ、障害者差別の解消に向けた取組を幅広く実施することにより、障害者差別解消法等の実効性ある施行に取り組みます。障害があることで、虐待や金銭詐欺といった悪質な権利侵害等を受けないよう、権利擁護の推進に努めます。

9 行政サービス等における配慮

障害のある人がその権利を円滑に行使できるよう、選挙等において必要な環境の整備や障害特性に応じた合理的配慮の提供を行います。また、行政機関の窓口等における障害のある人への配慮を徹底するとともに、行政情報の提供等に当たっては、現在行っている町広報紙の音声訳や町ホームページにおける文字サイズの調整機能の付加などに加え、印刷物にできる限りルビを振ったり窓口やホームページにおける音声サービスを提供するなど可能なものは積極的に導入し、アクセシビリティへの配慮に努めます。

第3節 基本体系



第2章 基本計画

第1節 社会参加の推進

1 外出・移動の支援

(1) 現状と課題

障害のある人が、地域でそれぞれの特性や能力に合わせた社会参加や自立した生活の場を確保することが求められ、その一つとして移動手段の確保は重要な課題の一つです。

しかし、現状は外出したくても自動車やバイクを運転できない、あるいは、家族や親類に頼めない、公共交通機関を利用したくても停留所や駅まで遠い、料金の面で頻繁に利用できないなどの理由で外出できない人が多くいます。

障害のある人が社会参加する機会が増えたことや行動範囲の拡大に伴い、障害があっても安心して外出でき、各種サービスなどを利用しながら自由に移動できるような支援が求められています。道路や建物などのハード整備だけでなく、障害のある人の円滑な移動のために、外出目的、手段に応じた支援制度や障害特性に配慮した情報提供の充実も必要です。

また、各種サービスを利用するにあたり、町内外の施設への通所方法(手段)が課題になっています。家族による送迎が大きな負担になっていたり、交通手段の確保が大きな課題になっています。これに対して平成28年度から障害のある人が施設の通所に要する交通費及び送迎介助者が施設の送迎に要する交通費の一部助成を開始しました。

通所の他、通院手段の確保も重要な課題です。人工透析を受けている方々は町外にある医療施設に週3回程度通院する必要があります。しかし、本人や家族が高齢で自動車の運転が困難であったり、透析後の体調によっては、すぐに移動ができなかつたりすることがあります。公共交通機関の利用でも便数が少なく停留所が限られていたり、冬季は天候不順でダイヤの乱れもあるため不便で、交通費もかさむなど多くの課題があります。こういった人たちの福祉の増進を目的として、人工透析を受けている人には本人や家族の協力で自力の通院が可能である場合、通院費の助成を行っています。平成27年度からは本人や

家族の協力も難しく通院が困難である人を対象にして、人工透析通院のための送迎サービス事業を開始しました。

交通手段の確保は、生活するうえで全ての面に関わる課題です。当町は、津南町地域公共交通協議会を立ち上げ公共交通網などについて検討を進め、運行の効率化を図り、町立病院の営業日にはどの集落からも通える運行になりました。一方で、路線バスのダイヤ改正により本数が減ったため交通に不便を感じる人もおり、町地域公共交通協議会との課題の共有が必要となっています。

また、へき地集落では停留所までの移動が困難な人のためにデマンド交通を導入し利便性を高めました。

移動支援事業等の福祉サービスもありますが、町内でサービスに対応できる事業所がなく、町外の事業所を頼らざるを得ない状況となっています。ニーズもあることから、体制や支援について検討する必要があります。

このほか、個別のニーズに安価で対応できる福祉有償運送などの支援体制整備を求める声がありますが、全国的にもコスト問題など、事業の維持が困難であり具体的な検討には至っていません。

(2) 今後の施策及び方向性

取り組み	内 容
①移動の支援	移動支援事業の実施にあたり、利用者と事業者間の調整のほか、町内のみならず広域的な提供事業者の確保により利便性の向上に努めます。
②交通手段の確保	施設通所などの支援体制整備に向けて、関係機関と連携しながら調査検討します。
③障害者等施設通所交通費助成事業	障害者等が施設の通所に要する交通費及び送迎介助者が施設の送迎に要する交通費の一部を助成し、社会参加を支援します。
④人工透析患者通院費助成事業	人工透析を必要とする方への通院費助成をし、経済的負担を軽減します。
⑤人工透析患者送迎サービス事業	人工透析を必要とする方が家族の協力や自力での通院が困難な場合に病院までの送迎サービス事業を実施します。
⑥自動車改造費助成事業等	自動車改造助成事業を継続するとともに自動車運転免許取得費助成事業については対象を拡大し、社会参加を支援します。
⑦リフト付福祉車両運行事業	津南町社会福祉協議会が行うリフト付福祉車両運行事業への支援を継続します。
⑧意思疎通支援事業	聴覚に障害のある人などが外出先で不便のないよう支援するため、手話通訳者・要約筆記者派遣事業を継続し社会参加を支援します。

2 スポーツ・文化・交流活動の促進

(1) 現状と課題

障害のある人にとってスポーツ・文化・レクリエーションなどの交流活動は、単に心身の鍛錬や機能訓練にとどまらず、生きがいづくりや仲間づくりにつながる社会参加の大切な場です。2020年東京パラリンピックの開催決定を受け、障害のある人のスポーツへの理解が深まることで障害のある人の社会参加の増加が期待されています。スポーツや文化活動への参加を通じて、地域社会とふれあうことで孤立化を防ぐことにもつながります。

現在、町内には「津南町身体障害者互助会」、「津南町手をつなぐ親の会」、「津南町家族会」の3つの障害者団体があります。これらの団体において、会員同士の親睦や情報交換などを目的に各種交流事業を行っています。平成28年に新築した津南町障害者福祉施設「いこいの家」のスペースを開放した交流も進めています。

このほか、国県や各種団体が開催する文化行事など各種イベントもありますが、出席したくても移動手段が無く参加できないという声もあります。これらの課題を克服することとための環境整備が必要です。

(2) 今後の施策及び方向性

取り組み	内 容
①各種交流事業の促進	障害者団体が行う交流事業の開催を支援します。 また、関係機関との連携により、障害があっても気軽に参加できるスポーツ・文化事業を検討します。あわせて、障害者団体及び地域住民との交流を支援します。
②各種交流事業の啓発	国や県、各種団体が行うイベントなどの情報を広報などにより周知します。

3 障害者団体等への活動支援

(1) 現状と課題

現在、町内には「津南町身体障害者互助会」、「津南町手をつなぐ親の会」、「津南町家族会」の3つの障害者団体があります。町社会福祉協議会や各団体が主体となり、会員同士の親睦や自立更生を目的に交流会や学習会、家庭慰問、ボランティア活動など各種事業を実施しています。

しかし、近年は新規入会者が少なく会員の高齢化と減少が進んでいます。新規会員を増やしたくても、個人情報保護やプライバシーの問題から手帳所持者を特定することが困難なため、団体から直接勧誘することが難しくなっています。新規手帳取得者に対し、役場の窓口で団体の紹介を行っていますが、なかなか新規入会につながっていません。

このため、行事への参加者が限られた人ばかりになっているほか役員を引き受けてくれる人がいないなど、各種行事の開催や団体の運営が困難になっています。障害のある人や家族にとって障害者団体は、仲間づくりや自己研鑽のみならず、障害のある人たちの声をまとめ行政や上部団体につなぐ重要な組織であり、今後も各団体における活動の充実及び活性化に向けて支援していく必要があります。

また、各種施策を進めるうえで地域住民やボランティア活動など地域福祉活動への支援や協力も重要です。町社会福祉協議会には津南町ボランティア連絡協議会があり、老人給食事業やいきいきサロン事業、視覚障害のある人たちを対象とした音声訳版「広報紙」の作成支援、福祉施設での奉仕活動など幅広いボランティア活動を展開しています。これら地域福祉活動への活動支援や連携が必要です。今後もボランティアに関する総合窓口として、幅広い人材に福祉情報やボランティア活動に参加する機会を提供し、地域での助け合いの仕組みを活性化させ、新たな支えの方策を見出すよう努める必要があります。

(2) 今後の施策及び方向性

取り組み	内 容
①障害者団体への支援	障害者団体への活動費助成を継続します。また、各種行事の実施にあたり関係職員を派遣するなど支援を検討します。各団体への加入促進について、手帳交付の機会などを通じて障害のある人へ各団体の紹介を行います。
②障害者団体との連携	各種障害福祉施策の実施にあたり、障害者団体との連携は欠かせません。日頃から情報の共有や意見交換に努めます。
③障害者団体間の連携	障害のある人が相互に理解し、一体となり環境を改善していく各種施策に取り組むことが必要です。 3 団体間の交流や意見交換の場など設け、団体間の連携を支援します。
④地域福祉活動への支援	ボランティア団体への事業委託を継続するとともに、町社会福祉協議会など関係機関と連携しながら、各種地域福祉活動との協働体制づくりを進めます。

4 啓発・広報の推進

(1) 現状と課題

ノーマライゼーションという福祉の基本理念のもと、障害の有無を問わず全ての人がお互いを認め合い対等な関係のなか地域社会で生活するためには、町民一人ひとりが障害のある人への正しい理解と知識を深めることで偏見を除き、障害者（児）問題への意識の高揚を図らなければなりません。

そのためには、町民に障害者（児）に係る施策課題等について考えてもらう場の設定や、日頃からの啓発広報活動が重要です。町でも関係者向け研修会や住民に向けた公開講座の開催や町広報紙での啓発普及を行っています。

また、障害のある人及び障害者団体自らが啓発活動に関わることや、障害のある人相互の理解及びその家族が障害に対する認識を深めることも必要です。今後さらに関係団体との連携のうえで様々な広報活動や行事・イベントを通して、積極的に啓発広報活動を進め、心のバリアフリーを推進する必要があります。啓発広報活動を進める上では障害のある方が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、障害のある方に配慮した情報通信手段の開発及び提供の促進や、障害のある人が利用しやすい放送等の様々な取り組みを通じて情報アクセシビリティの向上も推進していく必要があります。あわせて、障害のある方が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、ニーズを把握しながら意思疎通支援を担う人材の確保やサービスの円滑な利用の促進、支援機器の開発・提供等の取り組みを通じて意思疎通支援の充実が必要となっています。

さらに、教育分野における児童・生徒への正しい知識の普及も重要です。現在、町社会福祉協議会において「ボランティアサマースクール」を毎年開催し、町内の中学生を対象に保育所・障害者・高齢者施設での体験学習や、施設職員を講師に招き介助の仕方など実技を交えた勉強会を行っています。今後は施設への一方的な訪問だけでなく施設利用者が学校に訪問するなど学校と福祉施設が相互交流できる場を設けるなどにより、障害のある人を理解するための教育を推進する必要があります。

また、ボランティア活動など地域福祉活動の輪を広げることも必要です。今後とも連携しながら取り組みを強化することが必要です。

(2) 今後の施策及び方向性

取り組み	内 容
①正しい知識の啓発普及	福祉講座の開催や各種イベントの機会などを通じて、障害のある人に対する偏見の排除と理解促進に努めます。
②啓発広報活動の充実	広報紙に啓発記事を掲載するなど啓発広報活動を強化します。 また、各種福祉サービス内容について、広報紙や町ホームページなどを利用し町民に分かりやすく周知します。
③情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	障害のある人への情報の発信が円滑になるよう、啓発広報のアクセシビリティ向上を図ります。 意思疎通支援事業を強化し、コミュニケーション支援の充実に努めます。
④児童生徒に対する啓発普及	町教育委員会や町社会福祉協議会などと連携し、小中学校などの特別活動などにおいて児童生徒に対し啓発普及に努めます。
⑤地域福祉活動の啓発普及	町社会福祉協議会など関係機関と連携し、幅広い世代の人にボランティア参加の呼びかけや活動内容の周知などを行い、ボランティアの輪を広げる活動を進めます。

第2節 雇用・就労の促進

1 障害者雇用の促進

(1) 現状と課題

障害のあるかたが、地域で質の高い自立した生活を営むには、就労は重要であり、経済的に自立をして QOL（生活の質）の向上にもつながる大切な要素であると考えます。働く意欲のある障害者がその適正やニーズに応じて能力を十分発揮できるように、関係各所が連携して支援していくことが必要です。

新潟県は関係機関と連携した「新潟県障害者雇用促進プロジェクト事業」を実施し、雇用対策の強化を図ってきました。企業の状況に応じた雇用計画の作成及び実施に関するコンサルティングを行うことで障害者雇用をする企業を支援しています。令和4年の民間企業における障害者実雇用率は2.23%と前年より0.03ポイント上昇し、17年連続で過去最高値を更新しています。

しかし、43.5～300人未満規模企業においては、新潟県全体の実雇用率2.23%を下回っている状況です。特に障害者雇用納付金対象とならない43.5～100人未満規模企業については、県内法定雇用率対象企業数のうち半数以上を占めるため、さらなる雇用促進が必要となります。地域の課題としても、正規社員としての求人が少ないとおり、受け入れ先企業の増加が必要です。ハローワーク十日町、障害者就業・生活支援センターあおぞらなど専門機関と連携しながら、町としても障害者雇用についての理解促進に積極的に取り組む必要があります。

(2) 今後の施策及び方向性

取り組み	内 容
①障害のある人の就労の促進	障害のある人が、障害特性に応じて様々な就労訓練や生産活動を通じ、就労に必要な知識や能力の向上のため訓練を受ける「就労移行支援・就労継続支援事業」の利用が進むよう取り組みます。
②就労支援体制の強化	障害者雇用の現状についてハローワーク十日町と定期的に情報交換を行い、就労支援事業者と連携をして、障害のある人の就労支援を進めます。
③支援制度の周知や雇用者への理解促進	障害のある人に「働く」ための情報提供を行い、就労について理解を深めてもらうとともに、企業等雇い主側に対しても障害者雇用についての理解促進・啓発に努めます。

2 福祉的就労の場の充実

(1) 現状と課題

一般就労が困難な方々にとって、就労支援事業所や地域活動支援センターなどの福祉的就労の場はとても重要です。「働く」ことは社会参加や仲間づくりの機会でもあり、自らの仕事で収入を得ることは生きがいにもなります。

就労移行支援や就労継続支援、地域活動支援センターの利用を経て、一般就労にステップアップしていく方々のためにも、福祉的就労の場の充実は大切な施策となってきます。

現在、町内には就労継続支援A型事業所として「よっぱ」があり、就労継続支援B型事業所として「すみれ工房」があります。またA型とB型の併設事業所として「サンファーム」があり、人口規模としては就労支援事業所数が潤沢な環境といえます。

A型は利用者と雇用契約を結び、賃金を支払う仕組みの雇用型サービスが特徴で、「サンファーム」は椎茸の菌床栽培、「よっぱ」は主に菓子工房として稼働しています。経済的自立や一般就労も視野に入れた就労支援をしており、隣市からも就労しています。

B型事業所「すみれ工房」は布製品の制作や新聞紙や封筒のリサイクル製品などの自主製品のほか、リネン交換や清掃業務など、幅広い受託作業があります。近年では利用者が各々の特性を生かした仕事ができるよう、農福連携でテーブルリリーの販売など積極的に仕事を開拓し請け負うことで作業メニューを充実させています。

こうしたなか、町ではこれらの事業所の自主製品の購入や、作業の委託などを積極的に取り入れています。敬老事業や成人式において出席者への祝い品に自主製品を選定し、大変喜ばれています。今後も町として福祉的就労における工賃アップの後押しを継続していくことが求められています。

また、町全体に就労支援事業所の取り組みを伝え、障害者雇用と並行して福祉的就労への理解の促進をしていくことが必要です。

(2) 今後の施策及び方向性

取り組み	内 容
①福祉的就労の充実	相談支援事業所と連携し、障害の特性や個々の適性、ニーズに応じた就労の場に繋いでいきます。また「働く」ことで障害を持つ人の生活が充実・向上するよう、就労支援事業所と協働して支援に努めます。
②自主製品の販売促進 や受託作業の拡大	町が率先して就労支援事業所の自主製品の購入をするなど、官公需の拡大に努めます。また、民間企業や町民にも事業所の活動を広く知ってもらい、福祉的就労への理解促進を図ることで、受託作業の開拓や受注拡大をめざします。

第3節 保育・教育の充実

1 早期療育の推進

(1) 現状と課題

町では乳幼児健診などで発達段階に応じて健康診査や育児相談を実施しております、その結果、必要に応じて適切な医療機関や相談機関を紹介しています。

言語発達や運動発達、精神発達の遅れや多動・自閉傾向のある乳幼児については、十日町地域振興局健康福祉部で行っている療育相談事業を紹介して、専門小児科医の診察と今後の対応などの指導を受けています。こどもの遅れや発達障害（あるいは疑い）と診断された場合は、必要に応じて専門医療機関を紹介しています。

相談後も継続的な支援が必要なことから、保健師の家庭訪問や保育園での支援のほか、町外の相談支援機関を利用している人もいます。町内で専門的な療育の場が求められています。

耳の聞こえについては、近年新生児聴覚スクリーニングの普及により、以前より早期の発見が可能になりました。しかし、検査は希望により行われるため、いまだ発見が遅れる場合もあります。健康診査において「耳に関するアンケート」を行い早期発見に努めています。

保護者との信頼関係を築きつつ、相談に結び付けられるよう支援していますが、特に発達障害は早期のうちには保護者との共通理解が得られず、保育園などの集団の場になって特徴的な行動が顕著になる場合があることや、相談の場が限られること、専門機関が遠方のため対応が遅れるなどの課題があります。

(2) 今後の施策及び方向性

取り組み	内 容
①相談支援体制の充実	<p>関係者の資質向上や保護者や専門機関との連携とあわせ、各種健診の実施などにより、できるだけ早い段階で相談、支援体制に結び付けられるよう取り組みます。</p> <p>また、障害児の発達を支援する観点から、幼児の成長記録や支援上の配慮に関する情報を、情報の取扱いに留意しながら、必要に応じて関係機関間で共有するなど、乳幼児期から学校卒業以降も一貫した支援ができるよう体制の構築を図ります。</p>
②関係者の資質向上	関係者の研修会などの参加により資質向上を図り、相談支援が適切に行われるよう努めます。

2 障害児保育の充実

(1) 現状と課題

発達障害もしくは発達の遅れが気になる児童が増える傾向にあり、この傾向は今後も継続すると思われます。

このため、保育園において障害のある児童や発達障害傾向のある児童を受け入れる際に、療育相談の場などで専門的な診断を受け、早期に的確な対処ができるよう配慮しています。

しかし、家庭環境だけでは、子どもの障害に気付かないことがあります。軽度の障害では、療育相談に結びつきにくいのが現状です。家族がその子どもへの関わり方を認識できず対応によっては二次障害が現れることがあります。その後の発達過程で対処に困難をきたす結果になりかねません。家族や周囲がその子の特徴を把握し、適切な対応をすることが大切です。

集団での対応が難しく個別の対応が必要と思われる児童には、必要に応じ専任の保育士を配置し必要な対応に努めています。

保育現場での対応について専門家による保育園巡回相談を行い、保育士の相談・研修の機会としています。

また、発達障害の問題に適切に対応するため、保育士による『園児の発達状況の見立て』が必要となります。そのために研修や事例検討などを行い保育士の資質向上を図り、児童個々の特性に応じた細やかな対応ができるようにしています。

この体制を継続推進していくために町子育て支援センター機能の充実が求められます。障害のある児童の世帯への家庭訪問指導の強化を図り、自宅での育児・発達の悩みなどを気軽に相談できる環境づくりが効果を高めるものと思われます。また、町子育て支援センターの求められる機能強化の一つとして、障害のある児童をもつ親子の通所施設機能の開設があげられます。機能回復や発達訓練施設として親子で利用でき、障害のある児童との関わり方などを専門的に学ぶ場が必要です。現在の町子育て支援センターは、町保健センター内で運営しており、保健事業などの際は別の建物に移動しなくてはならない状況にあるため、障害のある児童の保育支援施設として拠点づくりが必要です。様々なニーズに対応するため、バリアフリー化などの環境の整備や必要な支援体制の整備が求められています。

(2) 今後の施策及び方向性

取り組み	内 容
①保育の充実	<p>専任保育士の配置などにより、障害のある園児が早期に集団生活の中で自己の能力を伸ばせる環境づくりを進めます。また、家庭内保育と保育園における保育の連携強化のため、母子保健業務や療育機関などとの連携・指導体制を整えていきます。</p> <p>保育園巡回相談を継続し、対応についてのアドバイスを保育に生かしていきます。</p> <p>障害のある園児への対応を充実させるため、専門研修や個別事例検討などにより、保育士の資質向上を進め、集団生活への適応能力を高める保育に取り組みます。</p> <p>子どもだけでなく保護者の相互理解を深めるため、支えあう心を育てる保育や啓発活動を進めます。</p> <p>障害のある幼児児童生徒の自立と社会参加に向けて、一貫した支援体制の構築を図ります。</p>
②子育て家庭への支援強化	<p>家庭内の育児環境づくりを支援するため、子育てに不安を抱える家庭などを訪問し相談支援を行うなど町子育て支援センターの機能充実を進めます。</p> <p>母子保健事業などと一体となった支援により、家庭と関係機関が、共通の視点と目標を持つことで家族の不安をなくす取り組みを進めます。また、保護者に対する十分な情報提供に努めます。</p>

3 障害児教育の充実

(1) 現状と課題

障害のある児童が成長していく過程にあわせた支援が必要です。今後も途切れのない継続した支援体制を整えていくことが大切です。障害により特別な配慮が必要な子どもには個々の障害に応じたきめ細かな相談支援の機会を提供し、持っている力を十分に発揮できるように適正な就学を推進していく必要があります。障害児教育を推進していくためには、「支援を必要としている子」が年齢とともに成長、発達していく過程で、本人の主体性を尊重し、学びの場の選択肢を増やしながら支援できる部分を支援し、持っている力を十分に発揮できるような生活適応力の向上を図っていくことが大切です。

学齢期の障害のある児童の就学については、教育委員会による就学相談や学校についてのガイダンスを行い、必要に応じて学校見学を勧めるなどして、保護者が情報収集や相談できる機会を提供しています。医師、学校、保健師、保育士、専門機関による教育支援委員会を開催し、保護者の意向を反映しながら就学指導等の教育支援を行っています。適正な就学を進めるためには、障害に対する保護者の理解と共通認識を深めていく必要があります。

特別支援学級には、子どもに対して学習や行動面での支援体制を進める必要から支援員を配置しています。また、通常学級に在籍している子どもに対しても、状態により支援員を配置して活動支援を行い、他の子どもたちや学級担任の負担軽減を図っています。

津南小学校に発達障害、言語障害、聴覚障害の通級指導教室を設置し、社会に対する適応力を育てています。

また、十日町市立の特別支援学校に通学する児童の通学支援を実施し、保護者の負担軽減を図っています。

障害のある児童が積極的に活動し、社会の一員として生きていくうえで障害のない子どもとの相互理解を図ることが極めて重要なことです。そのために、障害のない子どもとの交流及び共同学習を推進します。また、地域での交流を進め、障害児教育に対する理解啓発を図っていくことが大切です。

卒業後の進路については、障害のある人に対する就労の場は十分とはいえないものがありますが、本人、保護者の希望を取り入れながら関係機関と連携し、情報共有をして進路指導を進めていくことが必要です。

当町から川西高等特別支援学校へは通学距離があり公共交通の利便が悪いため、通学支援としてNPO法人に委託して生徒の送迎を行っています。今後も関係機関との連携、協力が不可欠です。

(2) 今後の施策及び方向性

取り組み	内 容
①一貫した相談支援体制の整備	<p>保健師による出生時からのかわりを継続し、障害のある園児・児童に関して、保護者と途切れのない相談・支援関係を築きます。</p> <p>保健師、保育士、学校、保護者など関係者による連絡体制の継続と情報交換の機会を設け、状況に応じて相談支援センターや児童相談所など専門機関との連携・相談支援体制を整え、一貫した支援をしていきます。</p> <p>障害のある園児・児童やその保護者に対して、福祉関係者、学校、教育委員会などによる巡回教育相談を推進します。</p>
②特別支援学級の充実	<p>特別支援学級が、在籍する一人ひとりの児童生徒にとって効果的な支援が行われるよう今後も支援員の配置を継続していきます。</p> <p>特別支援学級に在籍していない障害のある児童に対し、学校生活が適切に送れるための支援が必要な場合には在籍学級に支援員の配置を行っていきます。</p> <p>担任が障害の種類や程度に応じた個々の指導、育成を適切に行うために、指導の方法、内容についての教育力向上の研修を推進します。</p>
③通級指導教室の充実	<p>言語障害、難聴及び発達障害の通級指導教室を継続して実施できるよう要望していきます。</p> <p>通級指導教室における専門的な指導が日常生活の場で生かされるために、子どもの指導とともに保護者への支援や在籍学級の担任との連携を図っていきます。</p>
④交流教育の推進	<p>ノーマライゼーションの観点から障害のない児童生徒との相互理解を深めるために、今後も学校行事や総合的な学習の場で障害のない子どもとの交流を深めます。</p>
⑤卒業後に向けた関係機関の連携	<p>福祉関係機関や労働関係機関と連携し、障害のある児童生徒に対する進路指導や各種サービスの利用が円滑に進むように支援します。</p>
⑥特別支援学校への通学支援	<p>特別支援学校への当町からの通学希望者の状況を踏まえ、通学支援を継続します。</p>

第4節 福祉サービスの充実

1 福祉サービスの充実

(1) 現状と課題

ノーマライゼーションの考え方が広まるにしたがって、障害のある人でも地域で安全に安心して生活できる住環境の整備や、障害があっても地域社会で共に生活できる環境づくりが求められています。そのためには、賃貸住宅のバリアフリー改修を促進するとともに、障害のあるかたの日常生活上の便宜を図るため、用具の設置等に必要な住宅改修に伴う支援を行うとともに、各種障害福祉サービスを確保することが必要です。

現在、町内で利用できる障害福祉サービスは、居宅介護、同行援護、重度訪問介護、生活介護、短期入所、就労継続支援、共同生活援助、移動支援、地域活動支援センター（Ⅲ型事業）等です。令和4年度には町内2棟目となる、グループホームが完成し、少しずつ増えてきてはいるもののサービスの種類・量が限られています。このため、十日町市や魚沼圏域、近年では長岡市などサービス提供の範囲が広がってきており、町外の施設に入所もしくは通所している人が大勢います。障害のある人の地域生活への移行を呼びかけても、受け皿となるサービスが地域に無ければ共生社会の実現は困難です。地域で生活する障害のある人の支援を進めるために、地域生活支援拠点等の整備を図り、障害の重度化・高齢化にも対応できるよう、居住支援、サービスの提供体制の確保及び専門的ケアの支援を行う機能を強化するよう努めます。障害者支援施設においては、入居者の地域生活移行支援や地域で生活する障害のある人の支援を推進し、重度障害者にも対応した体制の充実が必要です。

津南・十日町地域においても年々サービス利用希望者は増加しておりサービス提供事業所の不足が課題になっています。特に津南町においては十日町市内の施設利用者も多く、通所方法も課題になっています。

また、自ら意思決定をすることが困難な障害のある人が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、本人の自己決定を尊重する観点から、意思決定に必要な支援等が行われることを推進する必要があります。サービスの量的な確保だけでなく、障害福祉サービス等を提供する事業者に対する適切な苦情解決の推進や障害福祉サービス等情報公表制度の活用により、ニーズに応じた良質なサービスを選択できるようにするとともに、サービスの質の向上を図ることも必要です。現在、利用者のいないサービスについては、サービスの目的や内容に対する理解が不十分であることも考えられ、サービス制度の周知に努めます。相談支

援専門員やサービス提供者の資質向上を含め、サービスの利用促進が必要です。

また、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士等の福祉専門職について、その有効な活用を図りつつ、養成及び確保に努めるとともに、これらの専門的な技術や知識を有する人材の資質の向上に努めていく必要があります。各種福祉サービスの確保については、今後、具体的なサービスニーズを把握し、現在実施しているサービスの充実と未実施サービスの提供体制の確保について、事業者と連携しながら計画的に進めることが必要です。

(2) 今後の施策及び方向性

取り組み	内 容
①訪問系サービスの充実	居宅介護サービスを中心に、ヘルパーの人員不足と資質向上を含め提供体制の充実強化への支援と、利便性の向上に努めます。
②日中活動の場の確保	町外の施設利用が多い現状を解消するため、町地域自立支援協議会において、日中活動サービスの確保について検討をします。
③日中活動系サービスの充実	現在、利用可能な生活介護や短期入所サービスの提供体制の充実強化への支援と、利便性の向上に努めます。また、日中活動の場として利用されている町内の施設において、体制強化への支援と、重度障害のある人の受入れや日中一時支援の実施など新たな提供体制の確保について、事業者と連携して検討します。
④生活の場の確保	施設入所者や受入れ条件さえ整えば退院可能な精神障害者の地域移行を進めることとあわせ、移行後、地域に定着できるよう円滑な支援に努めます。また、重度障害のある人などの生活の場として、入所施設の定員確保についても事業者へ求めていきます。
⑤意思決定支援の推進	本人の自己決定を尊重する観点から意思決定の支援に配慮しつつ、必要な支援が行われることを推進します。また、成年後見センターを中心に成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取組を進めます。
⑥障害福祉を支える人材の育成・確保	福祉専門職について、その有効な活用を図りつつ、その養成及び確保に努めます。

2 相談支援体制の強化

(1) 現状と課題

日ごとに多様化する現代社会において生活環境が変わりつつあるなか、障害のある人や家族のニーズは多種多様化しています。障害福祉サービスの確保とあわせ、障害のある人や家族が抱える様々な悩みや不安に対して、日頃からの相談支援活動が重要になっています。

また、町内に各種障害福祉サービスを計画的に整備するためには、個々の相談事例の積み重ねの中で具体的にサービスニーズを把握し、事業者と情報共有したうえで、必要なサービスの整備に重点的に取り組むことが必要です。

町では保健師や担当職員による訪問相談等のほか、「相談支援センタースミレ」（津南町）や、「障がい者地域生活支援センターエンゼル妻有」（十日町市）、「障がい者地域生活支援センターあおぞら」（十日町市）の3事業所に事業委託し、広域的な支援体制を整えています。

これらの相談支援を適切かつ効果的に実施するため、各分野の関係者で構成する「津南町地域自立支援協議会」を設置しています。この協議会は、情報交換や連携を深めるのみでなく、個々のニーズにより地域における様々な課題について具体的に協議する場です。

利用者からは「いつでも気軽に何でも相談できる窓口」を求める声があります。前述の協議会や相談支援事業所と連携しながら、相談窓口の明確化や体制の充実を進めるとともに、積極的に地域に出向き相談支援活動を行いサービスニーズの掘り起こしを進める必要があります。

また、障害者相談員や相談支援に従事する職員に対する研修の実施等により、相談業務の質の向上を図るとともに、児童相談所、更生相談所、保健所等の関係機関間のネットワークの形成及びその活用を推進し、障害のある方が身近な地域で専門的相談を行うことができる体制を構築する必要があります。

(2) 今後の施策及び方向性

取り組み	内 容
①相談支援を行う機関の連携	相談支援事業所、新潟県から委嘱された障害者相談員、教育、保健、医療など関係機関が連携し、障害のある人のニーズやライフステージに応じて一貫した相談支援に取り組みます。また、相談窓口が多く分かりづらいという声があり、相談窓口の明確化や事業の役割分担などを検討します。
②相談支援体制の拡充	サービス等利用計画の作成やサービスの利用調整などケアマネジメントを行い、障害の特性に応じた福祉・保健・医療・教育の総合的な支援のため、相談支援の充実と体制の拡充を図ります。 研修の実施等を通して相談支援の資質向上に努めます。
③津南町地域自立支援協議会の体制強化	相談支援活動の充実や地域の課題に対して具体的に協議するため、津南部会、ワーキングチームを活性化させ、本協議会を形骸化せず、組織の体制強化・充実に努めます。
④相談窓口及び各種サービスの周知徹底	障害のある人やその家族に相談窓口の場所やサービス内容を分かりやすく周知します。

第5節 地域生活の支援

1 日常生活の支援

(1) 現状と課題

障害のある人が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らすためには、居宅介護などの障害福祉サービスの確保とあわせ、多様なニーズに対応する生活支援体制を充実させが必要です。

生活支援の一つに経済支援が挙げられます。経済的な支援としては、一般的なものに、障害年金、特別障害者手当、特別児童扶養手当などの年金・手当制度があります。ほかに、自立支援医療や県単医療費助成事業などの公費負担医療制度があります。町でも、重度障害者見舞金や人工透析患者通院費助成、精神障害者入院医療費助成、施設通所交通費助成事業などの町単独事業を行っています。

しかし、障害のある人のうち就労している人は少なく、例えば共同生活援助（グループホーム）に入居している人は収入が年金に作業工賃を加えた程度の人が多く、減免制度はあるものの利用者負担金や食費などの支払いはほとんど手元に残らないという実態にあります

また、重度障害のある人の日常生活上の便宜を図るため、補装具・日常生活用具給付事業を行っています。日常生活用具については町の事業であることから、町民のニーズに応じて助成基準や助成対象品目を見直していくとともに、時代に応じた福祉用具に関する情報提供や相談窓口の周知が必要となっています。

その他にも、身体障害者補助犬法に基づき、身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）を使用する身体障害者の施設等利用の円滑化が求められています。身体に障害のある人の自立と社会参加を促進するためには、身体障害者補助犬について理解を進めていく必要があります。

加えて、障害のため判断能力が十分でない人の財産管理や悪質な消費者トラブルから守ることも大切な支援です。民生委員や相談支援事業所など身近な支援者の見守りのほか、財産管理については日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用も有効です。国は、平成24年4月から「成年後見制度利用支援事業」の対象者を障害のある人にも拡大し、成年後見制度の利用支援を行っています。

しかし、全国的に後見人となる人の確保と制度の周知が課題となっており、後見制度の普及が進みにくい状況にあるため、関係機関と連携しながら、制度の普及に努めて行かなければなりません。

さらに、バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に

関する法律)に基づき住宅のトイレや浴場の改修だけでなく、公共施設でのスロープ設置、多目的トイレや駐車スペースの設置、道路などのバリアフリー化を進め、安全・安心な生活環境を整備することが必要です。公共的建物のなかには構造上の問題や費用の面から改修が困難な所もありますが、障害のある人や高齢の人が気軽に利用できる環境づくりをユニバーサルデザインの理念のもと推進していく必要があります。

(2) 今後の施策及び方向性

取り組み	内 容
①各種支援制度の周知	福祉サービスは知っていても、制度は知らなかつたという声があります。前節でも述べましたが、相談支援のなかでの周知や、広報紙などにより周知に努めます。
②福祉用具給付サービスの充実	補装具・日常生活用具の補助対象品目の充実及び情報提供に努めます。
③権利擁護の推進	町社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）について、生活支援員の確保を支援します。 成年後見センターを中心に成年後見制度の周知に努め、成年後見制度の利用に向けた支援を行います。
④経済的負担の軽減	年金・手当制度の利用とあわせ、次の町単独事業を継続し経済的負担の軽減に努めます。 <ul style="list-style-type: none"> ・重度心身障害者見舞金 ・精神障害者入院医療費助成 ・人工透析患者通院費助成 ・施設入所心身障害者交通費助成 ・障害者等施設通所交通費助成
⑤住宅改修費助成の実施	手すりの取り付けや段差の解消など住宅改修費の助成により、在宅生活を支援します。
⑥公共的建物、道路などのバリアフリー化の推進	公共的建物において、手すりの取り付けや洋式便座の整備などバリアフリー化を進めます。また、冬期間の出入り口確保に努めます。 道路においては、歩道の確保やバリアフリー化について国や県と連携しながら整備を進めます。
⑦防犯・防災対策の充実	現在行っている緊急通報システム（安心ホットライン）の貸与事業について、民生委員などと連携し利用促進に努め、ひとり暮らしや障害のある人だけの世帯などの防犯・防災対策を支援します。

2 家族支援の充実

(1) 現状と課題

障害のある人本人への各種サービスとあわせ、生活を支える家族の介護負担を軽減させる支援策が重要です。令和5年4月現在、身体障害者手帳所持者のうち65歳以上の人人が8割を占めています。

そのため、障害のある人の高齢化とあわせ介護者の高齢化が進んでおり、介護力の低下や介護者の交替など、将来に不安を持つ人が多くなり、今後ますます障害のある人とその介護者への支援が必要になっていきます。

実際に介護者の高齢化によって、親・配偶者以外の親族などに介護が代わっていくケースが増え始めていることから、新たに介護する人の確保や支援が今後の課題となっています。

また、介護者の病気や外出など一時的に家庭での介護が困難な場合に、施設で短期間預かる短期入所サービスのほか、日中のみ預かる日中一時支援事業があります。

しかし、町内では短期入所サービスを受けられる施設と日中一時支援事業を利用できる事業所が1か所であるため、多様化する障害の特性に対応するサービス提供事業所の確保と利便性の向上を図らなければなりません。

また、障害の多様化により、家族であっても障害について十分理解できず、障害のある人本人への接し方が分からず対応に困っているケースがあります。日頃からの保健師の訪問活動や相談活動の充実や家族教室の開催などにより、家族の不安軽減とあわせ孤立を防ぐ支援が必要です。

(2) 今後の施策及び方向性

取り組み	内 容
①新たな介護者の確保と支援	介護者の高齢化による介護者の交替にあたり、新たな介護者となる人の負担の軽減を図るため、各種サービス調整や制度活用を図るほか、障害のある人ご本人の相談に対応するため、相談支援事業所と連携し、相談事業の充実を図ります。
②福祉サービスの充実	家族の介護負担の軽減を図るため、短期入所や日中一時支援事業または生活の場の確保など、各種障害福祉サービスの充実と利便性の向上に努めます。
③訪問相談活動の強化	家族の不安軽減と孤立を防ぐため、日頃からの訪問相談活動を充実させます。 また、相談支援事業所とも連携し、巡回訪問相談などの実施を検討します。
④家族教室の充実	家族教室の充実により、障害のある人を支える家族の病気や障害への理解促進及び情報交換の場として、多くの人から参加いただけるよう努めます。障害者団体と連携し、情報共有に努めます。

第6節 保健・医療の推進

1 保健・医療の充実

(1) 現状と課題

障害が発生する原因には様々ありますが、障害の予防とあわせ障害のもととなる疾病の早期発見と早期治療を行うことが重要です。

障害の予防的取り組みとしては、身体障害の原因にもなる脳血管疾患や糖尿病を始めとする生活習慣病対策を各年代に応じて行っていくことが大切です。また、早産や知的障害の原因のひとつとなる妊娠中の喫煙、飲酒予防に努めることも必要です。精神障害についても、早期発見・早期治療に結び付けられるような体制づくりが必要です。

難病に関しては地域振興局健康福祉部（保健所）が主となり、医療費助成等の手続きを行っています。町では身体および生活状況を把握するとともに、隨時必要な支援を紹介し、不安の解消に努めています。

また、精神障害者の地域への円滑な移行・定着が進むよう、退院後の支援に関する取組も必要です。

これらについては、専門医療機関が遠距離にあるため、医療・福祉・保健関係者との連携を通じ、障害を持ちながらも適切な受診や治療が行え、障害の軽減や悪化の防止に努められるような支援が求められます。また、障害のある人へのサービスの提供とあわせて、生活環境を支える家族の心身的負担の軽減、健康保持に向けた支援も重要になります。

(2) 今後の施策及び方向性

取り組み	内 容
①生活習慣病の予防	各種検診や地区活動を通して、脳血管疾患、糖尿病などを予防する適切な生活習慣の啓発普及を行います。
②学童期からの保健指導の強化	小中学生を対象とした血液検査の結果等を活用した生活習慣病予防講話や、未成年の喫煙・飲酒予防の授業を通し、子どもたちが望ましい生活習慣の獲得ができるように働きかけていきます。
③妊娠期における保健指導の強化	母子健康手帳発行時より、妊娠中の飲酒・喫煙予防の指導を継続して行います。
④医療・保健・福祉関係者の連携強化	関係機関が連携を図ることで、障害のある人が適切に受診・治療を行える環境をつくります。

2 精神保健・医療の適切な提供等

(1) 現状と課題

少子高齢化や不景気など、近年の社会背景によるストレスの多い環境で、精神疾患を発症する人が増加しています。町では、例年県内でも自殺率が高いことや、その中でも精神疾患を持つ人の割合が高いことから、平成20年度に設立した「津南町いのちの環（わ）代表者会議」内に部会「こころの健康づくり検討委員会」を設け、自殺予防を含め生涯を通じたこころの健康づくりのための各種取り組みを行っています。

乳幼児期では、親の育児不安の増大が児童虐待に発展しないよう、家庭環境・母子関係を良好に保つためのサポートとして、町子育て支援センターと協力した支援が必要です。学童・青年期では、教育、医療機関と連携した中で、適切な治療の継続、地域でのひきこもりを防ぐことが大切になります。成人期には、過労やリストラ、経済的問題からうつ病やアルコール依存症などの発症が増加しており、保健所や産業保健センターと協力して企業への保健指導、相談などの援助を行っています。老年期では、高齢者が地域とのつながりを持ちながら生きがいを持って生活できるような取り組みを、町地域包括支援センターや町社会福祉協議会などと協力して検討していくかなければなりません。今後も引き続き、関係者が問題解決の技術を習得したり、お互いが連携して支援にあたれるような関係づくりとなる研修や事例検討会などを継続していく必要があります。

また、精神障害については、理解不足からくる周囲の偏見が見られます。発見が遅れたり、相談や専門治療に結びつかずに問題が潜在化する傾向にあり、結果的に回復を遅らせることができます。地域全体の理解や見守りや支え合いなどの支援が必要となります。

令和5年8月に実施したアンケートには障害者差別の解消に向け必要なこととして、「周囲の理解」が一番必要との結果が出ています。周囲が障害の特性や一人ひとりを理解し、思いやりをもって接することが大事になります。

(2) 今後の施策及び方向性

取り組み	内 容
①相談窓口の周知・連携強化	町の相談窓口の明確化や周知をはじめ、相談内容に関する相談窓口や専門機関の紹介を行います。
②家庭訪問事業の強化	保健師などの家庭訪問により、病気の早期発見・早期治療につなげるとともに、継続的な支援を行います。
③こころの健康講話の開催	保健師などが地域に出向き、高齢者うつ病の予防を主とする講話を継続していきます。
④こころの健康づくり検討委員会の活動強化	関係機関と連携し、自殺予防、こころの健康づくりに向けた活動を行います。
⑤精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障害者とその家族が地域の一員として自分らしい暮らしをすることができるよう、関係機関による協議の場を設けます。

第7節 安全・安心

1 防災対策の推進

(1) 現状と課題

障害のある人が安全・安心して地域生活を送るためには、災害に強い地域づくりを推進するとともに、障害の特性に配慮した防災対策が適切に講じられていることが必要であり、地震、火災、水害、雪害などの災害情報の伝達や災害発生時における避難誘導などが迅速かつ的確に行われることが大切です。

当町では、町地域防災計画において、障害のある人や高齢者などの災害時において特に配慮が必要な人（要配慮者）への対策を構築しているほか、各地域での防災訓練の実施や、広報無線や携帯電話端末を活用したメールによる災害情報を提供するなど、防災への対応に努めています。

災害発生時に支援が必要となる障害のある人や高齢者に対し地域の協力によって早期に安全な場所に避難ができるような支援体制づくりが必要です。

その一つとして、避難行動要支援者名簿を活用し、町や消防、民生児童委員等と情報共有と相互連携を図ります。地域ぐるみで要支援者（要配慮者の内、避難に特に支援が必要な人）の安否確認や避難誘導を実施するため避難行動要支援者名簿と地図情報を連動した支援システムの活用を進めています。また、避難に時間を要する要支援者は災害時に被害を受ける危険が高いため、土砂災害のおそれのある地域に立地する要配慮者利用施設へ事前にその区域を周知しています。津南町でも非常に大きな被害を受けた平成16年10月新潟県中越地震、平成23年3月の長野県北部地震はまだ記憶に新しいところであり、対策工事には時間がかかるため警戒避難体制の整備促進が必要です。

避難所における支援においても、障害特性に応じた支援が必要です。津南町では、避難所での生活が困難な人への支援として事業者と協定を締結し、「特別養護老人ホームみさと苑」及び「特別養護老人ホームかりんの里」の2か所の福祉避難所を整備していますが、障害特性に応じた避難所の整備や長期的な避難生活への対応が今後の検討課題です。

今後も地域における要配慮者の状況の把握に努め、障害の態様に応じた支援対策の充実に努める必要があります。

(2) 今後の施策及び方向性

取り組み	内 容
①地域ぐるみの防災体制の整備	<p>防災関係部局と連携の下、町地域防災計画を作成し災害に対応した取り組みを推進します。</p> <p>個人情報の保護に配慮しながら、障害のある人など、要配慮者の避難支援に必要な情報を共有し、地域ぐるみの支援体制の構築に努めます。</p> <p>土砂災害の恐れのある箇所において、事業者の警戒避難体制の構築を促進します。</p>
②避難所における支援	避難所での生活が困難な人への配慮を行えるよう環境の確保に努めます。
③災害情報等の伝達・災害発生時における迅速な情報提供	広報無線や防災メール及びそれに係る補完手段を整備します。また、各種災害の発生情報や避難情報、広報無線で放送した緊急情報などを障害者へ迅速かつ的確に提供するよう努めます。
④障害者が安心して避難できる避難所の確保	社会福祉法人等が運営する障害者施設等を福祉避難所として確保するように努めます。
⑤避難行動要支援者名簿の活用	情報入手や行動が困難な立場にある障害者等について、避難行動要支援者名簿を活用して、災害時行政と地域組織が連携し、安否確認や緊急移動を行うための支援体制の構築に努めます。
⑥個別避難計画の作成	避難行動要支援者の個別避難計画の作成を進めています。

2 防犯対策の推進

(1) 現状と課題

障害のある人は、事故や犯罪等に遭う危険性が高いうえ、警察への通報や相談にも困難を伴う場合が多く、地域で安心して生活するためには防犯対策に配慮が必要です。

また、平成 28 年 7 月に発生した神奈川県相模原市の障害者支援施設における事件を踏まえ、障害福祉施設においては、地域に開かれた施設を目指すとともに、防犯に係る安全確保対策を講じていく必要があります。

(2) 今後の施策及び方向性

取り組み	内 容
①障害に配慮した通報手段の利用促進と犯罪被害の防止	ファックス 110 番や E メール 110 番による緊急通報の周知、利用促進を図ります。 警察と障害者団体、福祉施設、行政等との連携により犯罪被害の防止と早期発見に努めます。
②地域に開かれた施設づくり	障害のある人への理解を深めるため、障害福祉施設を活用した地域との交流を促進するとともに、施設の防犯対策を推進します。

3 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

(1) 現状と課題

障害のある人の消費者トラブルは、自身が騙されていることに気づきにくく、被害に遭っても相談することが困難といった状況に陥りやすいため、被害の未然防止や早期解決のための情報提供、周囲の見守りが重要です。また、障害の特性に配慮した啓発手法や関係機関等との連携体制の構築が必要です。

消費者トラブルをくい止め、障害のある人の暮らしの安全・安心を守るためにには、障害のある人とその家族に問題意識を高めてもらえるように、行政や障害者関係団体など、障害のある人と日頃接する機会の多い様々な立場の方々が、普段の活動の中で障害のある人の様子を気にかけ、暮らしの中の変化について迅速に対応していくことが重要となります。

当町でも障害のある人の消費者トラブルに関する情報の収集・発信を行い、障害者団体や消費者団体、福祉関係団体、行政や地域の多様な主体の連携を促進していくことで、障害のある人の消費者トラブルの防止及び早期発見に取り組んでいくことが求められています。

(2) 今後の施策及び方向性

取り組み	内 容
①消費者トラブルに関する情報提供	障害のある人の消費者トラブルに関する情報収集を行い、積極的な発信を行うことで、消費者トラブルの未然防止及び被害からの救済を図ります。
②関係団体との連携	障害者団体や消費者団体、福祉関係団体、行政等地域の多様な主体の連携を促進し、消費者トラブル防止及び早期発見に取り組みます。

第8節 差別の解消及び権利擁護の推進

1 障害を理由とする差別の解消の推進

(1) 現状と課題

平成23年8月に改正された障害者基本法においては、「差別の禁止」に関する具体的な規定が示されました。

全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」という。)が平成28年4月から施行されています。社会のあらゆる場面において障害を理由とする差別の解消を進めるため、地方公共団体、障害者団体等の様々な主体の取組との連携を図ることが重要とされています。

障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障害のある人への合理的配慮の提供を徹底するなど、事業者側の適切な対応が求められています。

合理的配慮の提供の一つに情報アクセシビリティの向上が挙げられます。情報アクセシビリティとは、障害のある人が必要とする情報に円滑にアクセスでき、利用できることをいいます。そのためには、障害のある人に配慮した情報通信機器・サービス等の企画、開発及び提供を促進することが必要となります。例えば、紙の出版物の読書に困難を抱える視覚障害者や学習障害のある人に対して、音声読み上げ機能などが搭載された電子出版の普及の取組を進めることができます。

また、行政情報についても電子的提供の充実に取り組み、町のホームページにおける表現の平易化や目次による一覧表示など、公的機関におけるウェブアクセシビリティの向上に向けた取組が求められます。

さらに合理的配慮の提供として、建築物や公共施設でのバリアフリー化の取組も課題となっています。津南町役場をはじめ、町内の施設における整備の取組を促進し、誰もが利用しやすい環境づくりを進めることが必要となります。

このため、地域全体で障害のある人に関する正しい知識の普及と理解促進に努めていく必要があります。

(2) 今後の施策及び方向性

取り組み	内 容
①差別解消の取り組み	年間を通じて町内の就労継続支援事業所等の商品を販売する機会を支援することにより、障害者の社会参加の促進と町民への啓発を図ります。
②広報紙等による啓発 広報	広報紙やホームページ等を通じて、上記取り組みの周知と他の市町村での取り組みも含めた、障害者支援に関する情報を発信します。
③建築物のバリアフリー化・情報アクセシビリティの向上	町内の公共施設でのバリアフリー化を促進し、設備の充実を図ります。また、町ホームページにおいて、障害のある人及び養護者が障害福祉の情報を容易に入手できるよう努めます。

2 権利擁護の推進、虐待の防止

(1) 現状と課題

障害のある人の中には、十分な自己決定や意思表示ができず、身の回りのことや金銭管理ができない人がいたり、障害があることで、虐待や金銭詐取といった悪質な権利侵害等の被害を受けるケースも増えており、障害のある人の権利擁護が急務となっています。

町としては「津南町成年後見制度利用支援事業実施要綱」が平成 25 年 8 月から施行されており、必要となる費用を負担することが困難である者に対し、町が助成を行っています。令和 4 年 4 月には「津南町成年後見センター」が設置され、成年後見制度の理解と利用の促進に向けた取組を進めています。

また、障害によって判断能力が不十分である人が適正に成年後見制度の利用を進められるよう、後見人や町において適切に援助を行うことができる人材を、研修などを通してさらに育成していく必要があります。そして、成年後見制度を利用していない住民へも成年後見センターを中心として積極的に啓発活動を行い、適切な理解を得ていくことで障害のある人の権利擁護を促進していく必要があります。

国については「障害者権利条約」の締結以降、必要な国内法の整備をはじめとする障害者に係わる制度の改革に取り組んでおり、平成 23 年 8 月には、社会的障壁の除去を怠ることも差別に当たると規定した改正障害者基本法を施行し、平成 24 年 10 月には、障害のある人に対する虐待防止と権利擁護を図るため「障害者虐待防止法」を施行しています。

当町においても、障害のある人への虐待を防ぐため、「津南町障害者虐待防止対策支援事業実施要綱」を平成 24 年 10 月に策定し、「障害者虐待防止センター」の運営や支援体制の強化、障害者虐待防止に関する啓発普及等に努めています。

また、実際に障害のある人の養護者に対して、相談支援をより充実させることで負担の軽減や虐待の防止を図っていく必要があります。

障害のある人が、住み慣れた地域で尊厳を保ちながら生活していくためには、差別・虐待の未然防止や権利擁護の推進に対して、迅速かつ丁寧な対応が求められています。

(2) 今後の施策及び方向性

取り組み	内 容
①成年後見制度の利用促進	成年後見センターを中心に、市民後見人及び法人後見を含む成年後見制度や成年後見制度利用支援事業等の住民周知に努め、積極的に働きかけることで、成年後見制度の理解と利用促進を図ります。
②障害者虐待防止センターの運営	障害者の権利利益の擁護を図るため障害者虐待防止センターを運営し、障害者虐待に関する相談や通報対応を行うことにより、虐待の未然防止及び早期発見に引き続き努めます。

第9節 行政サービス等における配慮

1 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等

(1) 現状と課題

平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」においては、障害を理由とする差別を「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」の二つの類型に整理しています。

「不当な差別的取扱い」とは、例えば、障害があるということだけで、正当な理由なく、商品やサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為であり、このような行為は、国の行政機関や地方公共団体、事業者の別を問わず禁止されています。

また、障害のある人等から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、その実施が負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために「合理的配慮」を行うことが求められます。合理的配慮の典型的な例としては、車いすの人が乗り物に乗る時に手助けをすることや、窓口で障害のある人の障害の特性に応じたコミュニケーション手段（筆談、読み上げなど）で対応することなどが挙げられます。

こうした配慮を行わないことで、障害のある人の権利利益が侵害される場合には、障害を理由とする差別に当たります。

障害者がそれぞれの障害特性に応じた適切な配慮を受けることができるよう、行政機関の職員等における理解を深めることが必要です。

(2) 今後の施策及び方向性

取り組み	内 容
①事務・事業実施における合理的配慮の実施	事務・事業の実施については、障害者差別解消法に基づき、障害のある人が必要とする社会的障壁の除去の実施について、ソフト・ハード両面にわたり必要かつ合理的な配慮を的確に行います。 職員等の理解を深め、窓口等における障害のある人への配慮の徹底を図ります。
②障害者差別解消法の普及啓発	「障害者差別解消法」の施行に伴い、公共的施設を有する民間事業者等が適切に対応できるよう法の普及啓発を行います。

2 選挙等における配慮等

(1) 現状と課題

選挙の執行に当たっては、すべての選挙人が平等に権利を執行できるよう、特に障害者においては、選挙執行の周知から投票の実施までその権利を円滑に行使することができるようきめ細やかな配慮が必要です。

当町においても、移動に困難を抱える障害のある人へ配慮した投票所のバリアフリー化、障害のある人の利用に配慮した投票設備の設置等、投票所における投票環境の向上に向けた取組を努めていく必要があります。

また、成年被後見人等の判断能力が不十分な障害のある人が自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、代理投票の適切な実施等についても取り組んでいく必要があります。

町内の各投票所においては車いすや点字投票のための点字器、スロープの設置等できる限り障害者の投票機会の確保に取り組んでいますが、投票所施設によって設備の設置が困難な投票所もあり、障害者がより適切な配慮を受けることができるようICTの進展等も踏まえながら、施設の環境整備が必要です。

(2) 今後の施策及び方向性

取り組み	内 容
①点字及び音声による選挙の周知	目の不自由な人に対し、点字による選挙のお知らせや広報無線等を利用した選挙期日や制度の周知に努めます。
②投票所施設の充実	障害の少ない投票所の指定や障害者用の投票記載台やスロープの充実等バリアフリー環境の向上を図ります。
③投票所における配慮	代理投票制度の周知や個々の選挙人に必要な支援の実施等きめ細やかな配慮に努めます。